

第 42 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

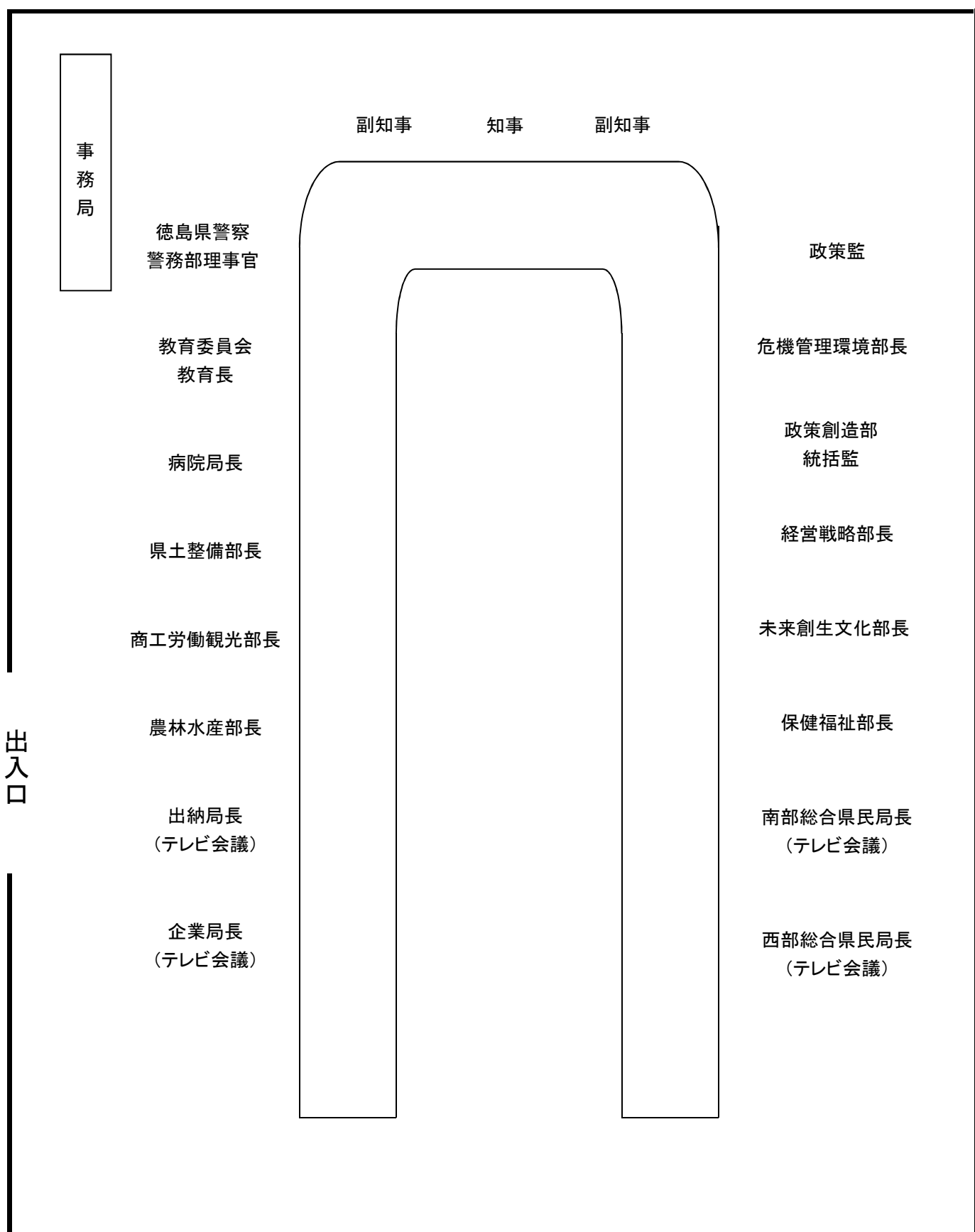
日 時：令和 3 年 2 月 2 6 日（金）
午後 6 時から

場 所：県庁 3 階 特別会議室

◎協議事項

緊急事態宣言の一部解除に係る本県の対応について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



令和 3 年 2 月 26 日
保 健 福 祉 部

1 感染状況について

- 県内では、2月に入り2例のクラスターが発生。
64名の新規感染者を確認しているものの、足下では、
直近1週間の新規感染者数が4名となるなど、落ち着きを見せ始めている。
- しかしながら、特に年度末には、「謝恩会や歓送迎会、卒業旅行」など、
人の「移動」や「交流機会」が多くなることから、感染の再拡大を防ぐためにも、
お一人おひとりが気を緩めることなく、慎重な「行動」をとっていただくことや、
継続した「感染防止対策」を実践していただくことが重要。

令和3年2月分クラスター内訳
対象: R3.2.1～2.25確認分

症例数 (A)	クラスター関連 (B)							その他 (C=A-B)
	家庭・部活動	クレア城南	穴吹カレッジ	生光学園	浜病院	クラブ活動		
64	44	0	0	0	7	28	9	20

2 ワクチンの接種体制について

- 「医療従事者等への優先接種」について、都道府県へのワクチン配分「第1弾」
が前倒しとなり、本県への初回の配送時期が、3月第1週と示された。
- 「高齢者に対する優先接種」については、
4月12日から数量を限定して全国で実施する方針が示され、
一連のプロセスを確認しながら徐々に数量を拡大していくこととされている。
そして、4月26日の週からは、全国すべての市区町村に行き渡る数量の
ワクチンが配送されることとなっている。
- 県においては、円滑な接種が行えるよう、これまで「県新型コロナウイルス
ワクチン接種調整会議」や「実務者会議」を通し、関係機関としっかりと
コミュニケーションを取りながら、接種に向けた準備を進めてきた。
- さらには、昨日25日には「県新型コロナウイルスワクチン接種に係る市町村
長会議」を開催し、ワクチン接種の実施主体となる市町村長と、今後のスケジ
ュールや円滑な接種体制の構築について再確認を行った。
- ワクチン接種開始が間近に迫る中、引き続き、
関係機関との密なコミュニケーションのもと、円滑な接種を実施して参る。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（案）

令和 3 年 2 月 26 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとし、令和 3 年 3 月 1 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日から 3 月 7 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域とする。これらの区域については、引き続き、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況を見極めつつ、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である令和 3 年 3 月 7 日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていく。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

徳島県からのお願い

新型コロナウイルス対策

年度末・年度初めは人の移動や交流が多くなるので、
十分注意をしましょう

緊急事態宣言の対象地域への対応

(令和3年3月7日まで)

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
「不要不急の往来」を控えてください

緊急事態宣言が解除された地域への対応

栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県
訪問時に、ホームページ等で情報を確認し、
当該府県の要請に沿った行動を！

基本的な感染対策を忘れずに

- 3密の回避 ● マスク着用 ● 咳エチケット
- 手洗い手指消毒 ● 大声を出さない
- 店舗を利用の際は、ガイドライン実践状況を確認！

「スマートライフ宣言」「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示を確認

発熱

などの症状がある場合には、すぐに「かかりつけ医」に相談を！

- 相談できる医療機関がない場合には、「受診・相談センター」へお問い合わせください
▶ 受診・相談センター（24時間）TEL:0570-200-218
- 感染予防などに関するお問い合わせ
▶ 一般電話相談窓口（24時間）TEL:0120-109-410

飲食店応援金
をご活用ください

ステッカーの掲示は
3月7日までに

特設コールセンター
088-602-1418



徳島県新型コロナウイルス対策
ポータルサイトをご覧ください